

平成27年8月1日から 介護保険の費用負担が変わります

負担割合が変わります

一定以上所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が1割から2割になります。

- ・収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ・ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- ・65歳未満の方及び町民税を課税されていない方は対象外です。

負担上限が変わります

世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が37,200円から44,400円になります。

- ・町民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。
- ・この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。

申請の際に、通帳の写しなどの提出が必要になります。

役場への申請が必要になります。

食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

食費・部屋代（室料+光熱水費）の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に限定されます。

- ・非課税世帯の方とは、世帯員が町民税を課税されていない方を指します。
- ・預貯金など（現金、有価証券なども含む。）を、配偶者がいる方は合計200万円超、いない方は1000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・また配偶者が町民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。

部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する課税世帯の方等は、室料相当の額を負担していただくことになります。

- ・食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。（世帯全員が町民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方での相部屋代は変わりません。）
- ・具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 山都町役場健康福祉課 72-1295
清和総合支所健康福祉課 82-2111 蘇陽総合支所健康福祉課 83-1111

第65回社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

7月は強化月間であり、本町においては推進大会を実施します。

住民の皆様のご参加をお待ちしております。

- | | |
|------|---|
| 1 日時 | 平成27年7月21日（火曜） 午前10時～ |
| 2 場所 | 矢部保健福祉センター「千寿苑」多目的ホール |
| 3 式典 | メッセージ披露等 |
| 4 講演 | 演題 「依存症（薬物・アルコール・ギャンブル等）について」
講師 相談支援センター 熊本ダルク 代表 田邊忠司氏 |

本町の保護司（法務大臣からの委嘱）18名を紹介します。

保護司は、罪を犯して保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのるほか、時に助言などを行う民間ボランティアです。

犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。



更正ペンギンのホゴちゃん

矢部地区 12名
甲斐 利幸、真野 円理、坂田 弘明、梅田 勇二、大城 敏男、渡邊 昭辰、甲斐 慶一、菊池 成明、鬼塚 弘子、荒牧 博史、志賀 美枝子、荒木 貢

清和地区 3名
佐野 勝義
原住 寿秋
川口 泰介

蘇陽地区 3名
後藤 冠
橋野 和仁
今村 日出海

※「地域のチカラ」として、更生保護女性会があります。更生保護女性会は、女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や、子ども達の健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体です。